

朝霞市と転出先の自治体で、各種手帳・受給者証の住所変更の手続きが必要です。(あらかじめ、転出先の自治体へご連絡・ご相談ください)

※課税(非課税)証明書については、申請する時期や申請内容、及び保険証の種類によって、必要年度や種類が異なります。

| 該当項目 | 朝霞市でのお手続き | | 転出先の自治体でのお手続きに必要な持ち物 (自治体によって異なります) |
|--|---|----------------------------|---|
| | 必要な持ち物 | お問い合わせ先 | |
| 各種手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 | ・障害者手帳 ・市内循環バス(わくわく号)特別乗車証 ・個人番号カード または通知カード | 障害福祉課 障害福祉係 463-1598 | ・障害者手帳、個人番号カードまたは通知カード ・(等級が一定以上の方)世帯全員の課税(非課税)証明書 ・(等級が一定以上の方)預金通帳 |
| 自立支援医療 ・精神通院医療 ・更生医療 ・育成医療 | ・受給者証 ・個人番号カード または通知カード | | ・受給者証、健康保険証、個人番号カードまたは通知カード ・(人工透析の方)特定疾病療養受給者証 ・被保険者の課税(非課税)証明書。ただし国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている場合は、加入者全員分の証明書が必要です。 |
| 障害福祉サービス受給者証 | ・受給者証 ・個人番号カード または通知カード | | ・受給者証、個人番号カードまたは通知カード、 世帯全員の課税(非課税)証明書 |
| 重度心身障害者医療助成 | ・受給者証 | 障害福祉課 障害給付係 463-1599 | 健康保険証、障害者手帳、預金通帳 |
| 特別児童扶養手当 (県外・さいたま市へ転出の場合のみ) | ・印鑑 | | 手当証書、預金通帳、個人番号カードまたは通知カード |